

令和 5 年 3 月 13 日

被保険者各位

Works Human Intelligence 健康保険組合

理事長 笠間 久智



組合規約の一部改訂について

標記の件、令和 5 年 2 月 20 日開催の第 4 回組合会において議決されましたので、下記の通り、お知らせいたします。

記

1. 「組合規約」第 57 条、第 58 条の改正

出産育児一時金の健康保険法施行令改正（総額 42 万円から 50 万円）にあわせ、当健保の出産育児一時金付加金、家族出産育児一時金付加金の支給額を改正する（10 万円から 12 万円）。

2. 「組合規約」第 34 条の改正

健保連規程例の改正にともない、当健保組合規約を一部改正する（軽微な誤字修正）。

※ 詳細は添付の新旧条文対照表をご覧ください。

新旧条文対比表

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
(常務理事及びその職務) 第34条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。 2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を<u>掌理</u>する。 (出産育児一時金付加金) 第57条 被保険者が法第101条の規定により出産育児一時金の支給を受けるときは、出産育児一時金付加金として、<u>120,000円</u>を支給する。 (家族出産育児一時金付加金) 第58条 被扶養者が出産したときは、法第114条の規定により家族出産育児一時金の支給を受ける被保険者に対し、家族出産育児一時金付加金として、<u>120,000円</u>を支給する。	(常務理事及びその職務) 第34条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。 2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を<u>処理</u>する。 (出産育児一時金付加金) 第57条 被保険者が法第101条の規定により出産育児一時金の支給を受けるときは、出産育児一時金付加金として、<u>100,000円</u>を支給する。 (家族出産育児一時金付加金) 第58条 被扶養者が出産したときは、法第114条の規定により家族出産育児一時金の支給を受ける被保険者に対し、家族出産育児一時金付加金として、<u>100,000円</u>を支給する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

施行日前の出産にかかる出産育児一時金付加金、家族出産育児一時金付加金の支給については、なお従前の例による。

以上